

令和5年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書の書き方（表）

令和5年1月1日現在、仙北市に住んでいる方に、令和4年中の所得等を申告していただくものです。
 なお、令和4年中分について勤務先から給与支払報告書が仙北市に提出されている場合や、ご自身で所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告の必要はありません。
 ※マイナンバーの記載が必要です。

- 【申告が必要な方】
- 令和4年中分に給与や年金のほかに、事業（営業・農業等）を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得（土地、家屋を売った）などの収入がある方
 - 給与所得者で「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されていない方
 - 公的年金受給者で、所得控除等を受けようとする方
 - 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方
 - 収入のない方や非課税所得（遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付等）のみの方

注1 代理の方が申告する場合は、収入金額や必要経費など内容がわかる方が申告してください。
 注2 市・県民税と所得税で、所得控除額が異なる控除がありますのでご注意ください。

◎表面の上部「現住所～続柄」を忘れずに記入してください。

あなたの、「現住所」…現在お住まいになっている住所を記入してください。
 ・「1月1日現在の住所」…1月1日時点の住所が現在の住所と異なる場合は記入してください。
 以下、「業種または職業」「電話番号」「フリガナ」「氏名」「生年月日」「世帯主」「続柄」について記入してください。

17 寡婦控除	260,000円	① 夫、又は妻と離婚した後再婚していない方で、扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の方。 ② 夫と死別（生死不明）した後再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下の方
18 ひとり親控除	300,000円	① 夫、又は妻と死別（生死不明）・離婚した後再婚していない方で、扶養親族（生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下の方）を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。 ② 未婚のひとり親の方で、扶養親族（生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下の方）を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。
19 勤労学生控除	勤労学生 260,000円	本人が学生・生徒で合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合。
20 障害控除	普通障害 260,000円	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合は、氏名と障害の等級等を記入してください。
	特別障害 300,000円	※普通障害者・・・身障手帳3～6級、療育手帳B級など ※特別障害者・・・身障手帳1・2級、療育手帳A級など 又は、65歳以上でその障害の程度が上記と同程度であるとして、市長等の認定を受けている人 ※同居特別障害者・・・特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方
	同居特別障害 530,000円	

※マイナンバーの記載が必要です。

21・23 配偶者（特別）控除・扶養控除
 生計を一にする配偶者・扶養親族で前年中の合計所得が48万円以下である方
 配偶者・扶養親族の氏名と生年月日等必要事項を記入してください。
 ※16歳未満の扶養親族欄について、市・県民税の非課税限度額制度等に使用するため記入してください。

【控除額】	納税者本人の所得金額		
一般の控除対象配偶者	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
老人控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
扶養控除	38万円	26万円	13万円
一般扶養 (H19.1.1以前生)	33万円		
特定扶養 (H12.1.2～H16.1.1生)	45万円		
老人扶養	45万円		
同居の老親等	45万円		
その他の老人	38万円		

※配偶者控除と配偶者特別控除を併せて受けることはできません。
 ※マイナンバーの記載が必要です。

22 配偶者特別控除
 申告者の給与収入（合計所得）合計所得が1,095万円（900万円）以下で配偶者の合計所得が48万円超133万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

（単位：円）			
配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
480,001～950,000	330,000	1,150,001～1,200,000	160,000
950,001～1,000,000	330,000	1,200,001～1,250,000	110,000
1,000,001～1,050,000	310,000	1,250,001～1,300,000	60,000
1,050,001～1,100,000	260,000	1,300,001～1,330,000	30,000
1,100,001～1,150,000	210,000	1,330,001～	0

申告者の給与収入（合計所得）合計所得が1,095万円（900万円）超1,1145万円（950万円）以下で配偶者の合計所得が48万円超133万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

（単位：円）			
配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
480,001～950,000	220,000	1,150,001～1,200,000	110,000
950,001～1,000,000	220,000	1,200,001～1,250,000	80,000
1,000,001～1,050,000	210,000	1,250,001～1,300,000	40,000
1,050,001～1,100,000	180,000	1,300,001～1,330,000	20,000
1,100,001～1,150,000	140,000	1,330,001～	0

申告者の給与収入（合計所得）合計所得が1,1145万円（950万円）超1,195万円（1,000万円）以下で配偶者の合計所得が38万円超123万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

（単位：円）			
配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
480,001～950,000	110,000	1,150,001～1,200,000	60,000
950,001～1,000,000	110,000	1,200,001～1,250,000	40,000
1,000,001～1,050,000	110,000	1,250,001～1,300,000	20,000
1,050,001～1,100,000	90,000	1,300,001～1,330,000	10,000
1,100,001～1,150,000	70,000	1,330,001～	0

※マイナンバーの記載が必要です。

令和5年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書 表

仙北市長殿 現住所 宛名番号
 1月1日現在の住所 業種又は職業
 フリガナ 生年月日 電話番号
 氏名 個人番号
 世帯主の氏名 続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
社会保険料控除			
合計		旧生命保険料の計	
生命保険料控除		新個人年金保険料の計	
介護医療保険料の計		旧個人年金保険料の計	
16 地震保険料控除		旧長期損害保険料の計	
17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除			
20 障害者控除			
21～23 配偶者（特別）控除・扶養控除			
16歳未満の扶養親族（控除対象外）			
24 雑損控除			
25 医療費控除			

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	雑損控除	医療費控除	合計
13	15	16	26	25	27
			430,000		
					28

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

【問い合わせ】
 仙北市総務部税務課 市民税係
 電話 0187-43-1117 FAX 0187-43-2365
 〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内宇宮ノ後30番地

「1 収入金額等」「2 所得金額等」について

事業	業種	所得
営業等	農業等	ア：卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、サービス業などのいわゆる営業、医師、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業、漁業などの事業などから生ずる収入 ①：営業等の所得＝総収入金額－必要経費
	農業	イ：農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家きんの飼育、酪農品の生産などから生ずる収入 ②：農業所得＝総収入金額－必要経費
不動産		ウ：土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付から生ずる収入 ③：不動産所得＝総収入金額－必要経費
	利子	エ：国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる収入 ④：利子所得＝収入金額
配当		オ：株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの収入 ⑤：配当所得（赤字のときは0円）＝配当等の収入金額（税込）－負債の利子
	給与	カ：俸給、給料、賞金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る収入 ⑥：給与所得は裏面「給与所得の求め方」に基づき、算出してください。 キ：国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、一定の外国年金などの収入 ※遺族年金、障害者年金等は非課税所得となります。
雑	公的年金等	⑦：公的年金等の所得は裏面「公的年金等の所得の求め方」に基づき、算出してください。
	業務	ク：原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入 ⑧：業務所得＝業務に係る雑所得の収入金額－必要経費
その他		ケ：生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引などの「公的年金等の雑所得・業務に係る雑所得以外」のものによる収入 ⑨：その他の所得＝その他の雑所得の収入金額－必要経費
	総合課税の譲渡・一時	コ：短期譲渡：保有期間が5年以内の資産の譲渡 ク：長期譲渡：保有期間が5年を超える資産の譲渡 シ：一時：臨時・偶発的なもので対価性のないもの（賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金） ⑩：総合譲渡・一時所得＝短期譲渡所得＋（長期譲渡所得＋一時所得）×1/2

26 雑損控除
 災害・盗難・横領などにより住宅や家財など損害を受けた場合の控除額は、次の①、②の算式で計算したいずれか多い方の金額です。
 ①（損害金額－保険金等の補てん金額）－（総所得金額等の合計額×10%）
 ② 災害関連支出金額－50,000円

27 医療控除
 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合の控除（最高200万円）
 医療費控除額＝（支払った医療費－補てんされる金額）－10万円又は、総所得金額の5%のいずれか少ない方の金額

13 社会保険控除
 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料等（健康保険料、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など）で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等の前年1年間の金額を記入してください。

15 生命保険控除

・平成24年1月1日以前に締結した保険契約等に基づく保険料 「新契約」
 控除額は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分し、それぞれ下記の算式で計算した金額（いずれも28,000円を限度）の合計額（最高70,000円）とする。

支払った金額 (A)	控除額
12,000円以下	(A)の全額
12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円
56,001円以上	一律 28,000円

・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料 「旧契約」
 従前の控除額を適用。控除額は、「一般生命保険料」、「個人年金保険料」に区分し、それぞれ下記の算式で計算した金額（いずれも35,000円を限度）とする。

支払った金額 (A)	控除額
15,000円以下	(A)の全額
15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

・新契約と旧契約の双方について生命保険料控除の適用を受ける場合
 「新契約」と「旧契約」双方の支払い保険料について、「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の適用を受ける場合は、それぞれ上の算式により算出した金額（いずれも限度額は28,000円）とし、「介護医療保険料控除」を含めた合計による限度額は70,000円とする。

家屋・家財に対する地震保険料や旧長期損害保険料（火災保険料、身体障害、入院医療費に対する損害保険料）を支払った場合の控除
 ①地震保険・・・地震等を原因とする損害を補償する保険
 ②旧長期損害保険・・・平成18年12月末までに締結した旧長期損害保険（保険期間10年以上で満期返戻金があるもの）にあたるもの

16 地震保険控除

	支払った金額 (A)	控除額
①地震保険料	50,000円以下	(A)×0.5
	50,001円～	一律 25,000円
②旧長期損害保険料	5,000円以下	(A)の全額
	5,001円～15,000円	(A)×0.5+2,500円
③両方ある場合	15,001円以上	一律 10,000円
		①より求めた金額+②より求めた金額（最高 25,000円）

